

「白鷹町空き家等の適正管理に関する条例（案）」の概要について

1 目的

空き家等の管理の適正化を図ることにより、町民の安全で安心な暮らしの実現をめざすものです。

2 定義

① 空き家等：町内に所在する建物その他の工作物で、現に人が使用していないもの及びその敷地を指します。

② 管理不全な状態：以下の状態を指します。

ア 老朽化若しくは風雨、降雪その他自然現象により空き家等が倒壊し、又は空き家等の建築資材等が飛散し、若しくは剥落し、又は落雪により人の生命若しくは身体又は財産に被害を与える恐れがある状態

イ 空き家等に草木が繁茂、又は昆虫その他の動物が繁殖し、当該空き家等の周辺の生活環境の保全に支障を及ぼす恐れがある状態

ウ 建築物の破損、腐食等により空き家等に容易に不特定

の者が侵入できる状態

③ 所有者等：空き家を所有し又は管理する者を指します。

④ 町民等：町内に居住する者を指します。

3 町の責務

町は、目的を達成するため、空き家等の適正な管理に関する施策を総合的に推進するものとします。

4 所有者等の適正管理義務等

所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないよう常に適正に維持管理しなければなりません。

5 管理不全な空き家等の情報提供

管理不全な状態にある空き家等があると認めるときは、町民は町に情報を提供するものとします。

6 空き家等の調査

情報提供を受けたときは、空き家の状態等を確認し、所有者等の所在を調査することができるとします。

7 立入調査等

調査の結果、空き家等が管理不全な状態であると判明し、状況調査で危険な程度の把握が困難である場合は、立入調査等を行うことができるとします。

8 助言、指導及び勧告

状況調査及び立入調査の結果、空き家等が管理不全な状態にあるときは、所有者等に対し、空き家等を適正に維持管理するよう助言又は指導することができるとします。

9 命令

所有者等が理由なく勧告に応じない場合は、当該所有者等に対して、期限を定めて必要措置をとるよう命ずることができるとします。

10 公表

所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、所有者等の氏名等を公表することができるとします。

11 応急措置

空き家等に、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な事態が発生し、危害が切迫した場合において、その危害を予防し、又は損害の拡大を防ぐため、応急措置を講ずることができるとします。

12 関係機関との連携

緊急を要する場合は、関係機関と必要な措置について協議することができるとします。



◎意見募集期間
2月7日(金)まで

ご意見は、「広報直通便」または、町ホームページに掲載の「ご意見提出様式」に必要事項を記載の上、郵送、FAX、電子メールなどでお寄せください。

■意見・問い合わせ

総務課企画室企画調整係

☎ 85-6123

FAX 85-6128

E-mail: kikaku@so.town.

shirataka.yamagata.jp